

H19. 3. 30作成

裁判所庁舎設計基準

平成7年4月【平成18年12月までの改訂含む】

最高裁判所事務総局経理局営繕課

目 次

I	総 則	1
II	建築工事	2
	1 各室の設置基準	2
	2 法廷の寸法基準	10
	3 法廷等の形式基準	11
	4 庁舎仕上及び特定家具・器具の設置基準	14
	5 外構関係の雑種工作物等の設置基準	24
III	電気設備工事	26
	1 電力設備基準	26
	2 通信・情報設備基準	27
IV	機械設備工事	30
	1 空気調和設備基準	30
	2 給排水・衛生設備基準	31
	3 防災設備基準	34
V	昇降機設備工事	35
	1 エレベーター設備基準	35

: 平成7年4月以降改訂した部分を示す。

I 糸谷 貝リ

- 1 本設計基準は、裁判所庁舎設計の一般的標準を示す。
- 2 この基準のなかで、特定本庁、特定支部、少年事件取扱支部、特定簡裁とは、次による。

特定本庁 イ 高裁，地裁合同庁舎

 ロ 地裁；横浜，京都，神戸

 ハ 家裁；東京，大阪

特定支部 裁判官8名以上の合議事件取扱支部

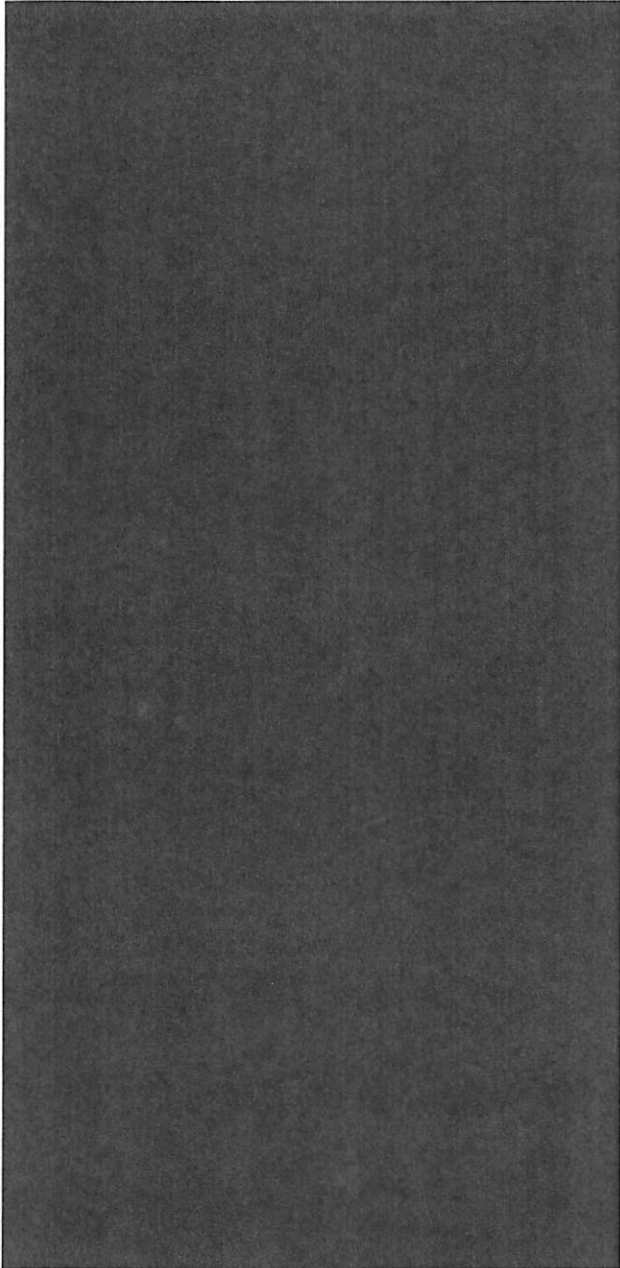

少年事件取扱支部 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取扱う支部

特定簡裁 裁判官3名以上の簡易裁判所

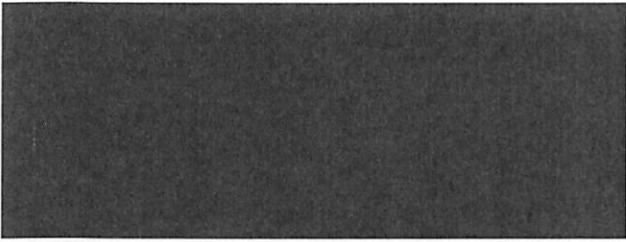
Ⅱ 建築工事

1 各室の設置基準

室名	設置区分	摘要
【裁判関係】		
合議法廷	合議事件取扱支部以上	} 後記 2, 3 による。
単独法廷		
ラウンディングテーブル法廷		
交通事件法廷	合議事件取扱支部以上	
■■■■■	合議法廷設置庁	■■■■■
■■■■■	本庁以上	■■■■■
		■■■■■
審尋室	本庁以上	実状による。
準備手続兼和解室	合議事件取扱支部以上	
審判廷	合議事件非取扱支部以上	1室26㎡程度とする。 <u>（合議審判廷とする場合は別途考慮する。）</u> 特定支部以上は、家事、少年のそれぞれ専用の審判廷を設ける。
調停室		1室15㎡程度とする。 <u>（多数当事者用とする場合は別途考慮する。）</u> 室数は、実状による。 合議事件非取扱支部以下は、1室を和室とすることができる。
調停事務室	本庁以上	実状による。
調停委員室 (参与員室を兼ねる)		
司法委員室		実状による。
保護司待合室		実状による。
調停用待合室		待合室は、2室（申立人待合室、相手方待合室）以上を設ける。 (注) 申立人待合室と相手方待合室とは、隣接して設けない。また、調停室と同一階に設ける。

室名	設置区分	摘要
和解待合室 検察官待合室 弁護士待合室 (相談室を含む)	合議事件取扱支部以上 合議事件非取扱支部以上 合議事件非取扱支部以上	相談室は、実状により待合室内に簡易間仕切で1～3室設ける。ただし、合議事件非取扱支部は、相談室を設けない。
証人鑑定人待合室 [Redacted]	合議事件非取扱支部以上	
[Redacted] [Redacted]	合議事件取扱支部以上	

室名	設置区分	摘要
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]	特定本庁	
[Redacted]	本庁以上	
執行官室	合議事件非取扱支部以上	
競売室	合議事件非取扱支部以上	実状により執行官室に含むことができる。
家裁調査室	少年事件取扱支部以上	1室10～18㎡程度とする。室数は、実状による
家裁相談室	合議事件非取扱支部以上	1室10～18㎡程度とする。室数は、実状による
家裁考査室	本庁以上	1室10～18㎡程度とする。室数は、実状による
家裁医務室	本庁以上	診察室、薬局、待合室、心理検査室等とする。
[Redacted]	独立家裁	
[Redacted]	少年事件取扱支部以上	[Redacted]
[Redacted]	特定支部以上	
少年関係人待合室	少年事件取扱支部以上	合議事件非取扱支部（少年事件取扱支部）は、実状による。
一般待合室		合議事件取扱支部以上は、交通事件待合室を別個に設ける。
新聞記者室	特定支部以上	

室名	設置区分	摘要
<p>■</p> <p>書記官室</p>	<p>本庁以上</p> <p>合議事件取扱支部以上</p>	
<p>家裁調査官室</p> <p>訟廷事務室</p>	<p>合議事件取扱支部以上</p> <p>特定支部以上</p>	<p>特定本庁は、最小限2部単位に区分する。</p> <p>本庁は、民事、刑事、家事、少年に区分する。</p> <p>高裁支部は、実状による。</p> <p>特定支部及び合議事件取扱支部は、地裁、家裁、簡裁に区分する。</p>
<p>記録閲覧室</p>	<p>合議事件非取扱支部以上</p>	<p>本庁は、家事、少年に区分する。</p> <p>特定本庁は、民事、刑事、家事、少年に区分する。</p> <p>本庁、高裁支部及び特定支部は、地裁、家裁、簡裁に区分する。</p>
<p>一般事務室</p>		<p>事務室内に考慮する。ただし、本庁以上は別室にする。</p> <p>本庁以上は、総務課（人事課）、会計課（経理課、用度課、出納課）、資料課に区分する。</p> <p>特定支部は、庶務課、資料係に区分する。</p> <p>合議事件取扱支部は、庶務課を設ける。</p> <p>合議事件非取扱支部以下は、1室設ける。（書記官室を含む。）</p>
<p>検察審査会事務室</p> <p>交通事件事務室</p>	<p>合議事件非取扱支部以上</p>	<p>合議事件非取扱支部は、実状による。</p> <p>合議事件取扱支部以上は、裁判所、検察庁、警察署用に区分する。実状により大部屋としても良い。</p> <p>合議事件非取扱支部以下は、実状による。</p> <p>（注）交通事件関係の各室は、庁舎の脇又は裏入口付近に設ける。</p>

室名	設置区分	摘要	
放送室	特定本庁	また、合議事件取扱支部以上は、交通事件待合室付近に■■■■■を設ける。	
印刷室	本庁以上	実状により、総務課内に簡易間仕切で仕切る。	
予備室		1室以上設ける。	
【倉庫関係】			
書庫	合議事件非取扱支部以上	特定支部以上は、資料課（係）事務室内に設ける。	
■■■■■		■■■■■	
■■■■■		■■■■■	
用紙庫・備品庫	特定支部以上	本庁以上は、荷受場を設ける。	
一般倉庫		1室以上を設ける。ただし、合議事件取扱支部以上は雑倉庫（1室）のほかに、地裁、家裁、簡裁用に各1室を設ける。	
【厚生・管理関係】			
厚生室	診療室	特定本庁	診察室、薬局、待合室、安静室、レントゲン室、暗室に区分する。
	教養室	合議事件非取扱支部以上	
	休養室	特定支部以上	実状により男女別に区分する。
	売店	合議事件取扱支部以上	
	理髪室	本庁以上	
	更衣室	合議事件非取扱支部以上	
食堂及び厨房	本庁以上	実状による。	

室名	設置区分	摘要
廷吏室	特定支部以上	実状による。
守衛室	特定支部以上	
受付室	特定支部以上	実状による。
庁務員室	合議事件非取扱支部以上	本庁以上は、実状により男女別に区分する。
宿直室 (浴室付)		合議事件取扱支部以上は、1室以上とし、夜間受付のための場所を設ける。
シャワー室		合議事件非取扱支部以下は、実状による。 (浴室は、シャワー設備のみとすることができる。)
給湯室		宿直室(浴室付)を設けていない庁に設ける。 本庁以上は、実状による。
電話交換室 (控室共)	特定支部以上	給湯設備を設ける。
電話交換機室	特定支部以上	合議事件取扱支部以下の、電話交換機を設置する場所は、実状による。
変電室		
機械室		
監視盤室 (控室共)		
車庫		実状による。本庁以上は、運転手室を設ける。 (器材庫を含む。)

室名	設置区分	摘要
その他		<p>1 防災センター，屋上水槽室，エレベーター機械室，クーリングタワースペース，空調機械室，配電室，蓄電池室，自家発電機室等必要に応じて設ける。</p> <p>2 外部出入口は，正面玄関，一般出入口，職員出入口，交通事件関係出入口， 等必要に応じて設ける。</p> <p>3 玄関（車寄）庇は，雨天時自動車乗降に支障のないよう考慮する。</p> <p>4 計画に当たっては，身体障害者，高齢者等の利便を考慮する。</p>

2 法廷の寸法基準

区 分	設 置 庁	面 積	天 井 高	間 口×奥 行	傍聴席
(A-1) 大合議法廷	特定本庁(1~2 室)	165㎡ ~ 200㎡	約 4.3m以上	実状による	約96席
(A-2) 合議法廷	特定支部以上	120㎡ ~ 130㎡	約 3.5m以上	約 9.0m×13.5m	約48席
(A-3) 合議法廷	本 庁	65㎡ ~ 85㎡	約 3.5m以上	約 7.5m×10.5m	約24席
(A-4) 合議法廷	合議事件取扱支部	105㎡ ~ 120㎡	約 3.5m以上	約 9.0m×12.0m	約36席
(B-1) 単独法廷 (B-2)	合議事件取扱支部 以上 (併設簡裁)	65㎡ ~ 85㎡	約 3.5m以上	約 7.5m×10.5m	約24席
(B-3) 単独法廷	合議事件非取扱支部 (併設簡裁)	65㎡ ~ 85㎡	約 3.5m以上	約 6.5m×10.5m	約18席
(B-4) 単独法廷	独立簡裁	50㎡ ~ 60㎡	約 3.0m以上	約 5.6m× 9.0m	約16席
(C-1) ラウンドテーブル 法廷	本庁以上	50㎡ ~ 60㎡	約 3.0m以上	約 6.0m× 8.5m	なし
(C-2) ラウンドテーブル法廷	実状による	30㎡ ~ 40㎡	約 2.7m以上	約 5.0m× 6.5m	なし

交通事件法廷	合議事件取扱支部 以上	30㎡ ~ 40㎡	約 3.0m以上	約 6.0m× 6.0m	
--------	----------------	-----------	----------	--------------	--

- 備考 1) 本庁で合議法廷1室の場合は、単独法廷のうち1室を合議法廷(A-3)にも使用できるように法壇法卓、出入口等を設ける。
- 2) 独立家裁の単独法廷は、合議事件非取扱支部程度とする。(合議法廷を必要とする場合は、法壇法卓を合議用に使う。)
- 3) ラウンドテーブル法廷の寸法基準及び傍聴席は、実状による。